

入札説明書

令和 6 年度第五期統合利用・セキュリティ基盤構築及び賃貸借に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該入札説明書、調達する役務の提供等の仕様等について疑義がある場合は、下記 16 の (3) に掲げる事務を担当する部局に対して説明を求めることができる。

なお、入札後当該入札説明書、調達する役務の提供等の仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

1 公告日

令和 6 年 10 月 15 日 (火)

2 競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和 6 年度から令和 12 年度まで

(2) 業務の名称

令和 6 年度第五期統合利用・セキュリティ基盤構築及び賃貸借

(3) 契約条項、仕様等

別途契約条項、仕様書による。

(4) 業務担当部局

和歌山県総務部行政企画局情報基盤課

和歌山市湊通丁北一丁目 2 番 1

和歌山県庁南別館 4 階

(5) 契約期間

契約締結日から令和 12 年 9 月 30 日 (月) まで

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県告示第 928 号に規定する令和 6 年度第五期統合利用・セキュリティ基盤構築及び賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

なお、資格申請に当たっては、別途「入札参加資格審査申請説明書」を参照のこと。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県湊通丁北一丁目 2 番 1

和歌山県庁南別館 4 階

和歌山県総務部行政企画局情報基盤課

(2) 期間

令和 6 年 10 月 15 日（火）から同年 12 月 5 日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

5 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

4 の（1）に同じ。

イ 期間

4 の（2）に同じ。

(2) 仕様書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

4 の（1）に同じ。

イ 期間

令和 6 年 10 月 15 日（火）から同年 10 月 28 日（月）までの県の休日を除く日の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

ウ 仕様書の交付

仕様書については別紙 1 の仕様書に係る誓約書を持参又は郵送した者に対してのみ交付する。

なお、仕様書の交付にあたり、希望する者については、郵送または電子メールにて送付する。

(3) 資料の閲覧

ア 閲覧に供する資料

(ア) 調査報告書

(イ) 第四期統合セキュリティ基盤完成図書

(ウ) その他連携するシステムの完成図書等

イ 閲覧場所

4 の（1）に同じ。

県が指定する部屋

ウ 閲覧期間

令和 6 年 10 月 15 日（火）から令和 6 年 11 月 11 日（月）までの間の午前 9 時 30 分から正午まで及び午後 1 時 30 分から午後 5 時までの間（ただし、休日を除く。）

エ 留意事項

(ア) 事前に 16 (3) イに記載の電話番号または電子メールアドレスへ連絡し、予約の上で閲覧するものとする。

(イ) 資料の持ち出しは禁止とするが、閲覧場所内における筆記、持ち込み機器等による複写は可とする。

オ 1 回の閲覧は 2 時間程度とする。

(4) この入札説明書及び仕様書についての質問は、入札参加資格審査申請説明書に記載の申請書類に関する質問の方法により行うものとする。

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目 2 番 1

和歌山県庁南別館 5 階

和歌山県総務部行政企画局情報基盤課別室

イ 入札日時

令和 6 年 12 月 10 日 (火) 午後 1 時 30 分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和 6 年 12 月 10 日 (火) 午前 9 時 30 分までに和歌山県総務部行政企画局情報基盤課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

(1) 入札は、別紙 2 の入札書に入札する事項を記入して行うこと。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額もしくは下記(4)の構築の委託額及び賃貸借の月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札者は、当該業務に係る一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もるものとする。

(3) 代理人が入札する場合は、別紙 3 の委任状を入札前までに代理人が持参して提出すること。

(4) 入札書には、調達業務を完了するための価格の総額を記入すること。

なお、消費税及び地方消費税を考慮して、1 円未満の端数が生じないように調整すること。

(5) 入札書には、当該業務の名称その他の必要事項を明記した上、入札者の氏名（商号(屋号)を含む。法人にあっては、その名称及び代表者の氏名。この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、その名称及び当該権限を有する者の名称及び代表者の氏名。以下同じ。）を記入して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。代理人が入札する場合にあっては、入札者の氏名及びその代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印をしておかなければならない。

(6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の入札金額は、訂正することができない。

(7) 入札書は、封筒に入れ封印をし、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、12 による再度の入札にあっては、この限りではない。

(8) 入札書を入札箱に投函した後は、入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

8 入札の延期又は取り止め等

(1) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期(中断を含む。)し、又は取り止めることがある。

(2) 入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、入札を延期し、又は取り止めることがある。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金又はこれに代わる担保を入札場所において入札日の午前 9 時から午前 9 時 30 分までの間に納付し、又は提供すること。

コンソーシアムとして入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

ウ 入札保証金は、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を免除することができる。コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

(ア) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 過去2か年の間に国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出する場合（別紙4の入札保証金免除申請書を資格審査申請書類の受付期限日までに提出すること。）

※契約実績の契約日は、入札日から過去2か年以内であること。長期継続契約の場合は過去2年以前でも可。

※契約実績の完了日は、入札日から過去2か年以内であること。なお、長期継続契約で契約期間中の各年度の履行完了日は契約実績の完了日とみなされないため留意すること。

エ 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

(2) 契約保証金

ア 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

イ 契約保証金は、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を免除することができる。コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

(ア) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 過去2か年の間に国（独立行政法人等を含む。）又地方公共団体はと種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出する場合（別紙5の契

約保証金免除申請書による。)

※契約実績の契約日は、締結しようとする契約日から過去 2 か年以内であること。長期継続契約の場合は過去 2 年以前でも可。

※契約実績の完了日は、締結しようとする契約日から過去 2 か年以内であること。なお、長期継続契約で契約期間中の各年度の履行完了日は契約実績の完了日とみなされないため留意すること。

(ウ) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第 167 条の 16 及び和歌山県財務規則第 92 条から第 94 条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

(1) 入札公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者がした入札並びにこの入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札についての参加資格がある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止の措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で 3 に定める資格のない者のした入札は、無効とする

(2) 次の各号に該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の時刻までにされなかった入札

エ 同一事項の入札について、入札者又は代理人が 2 以上の入札をした場合のそのいずれもの入札

オ 同一事項の入札について、代理人が 2 以上の者の代理人をした場合のそのいずれもの入札

カ 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札

キ 明らかに談合その他の不正な行為によってなされたと認められる入札

ク 記名押印を欠いた入札書による入札

ケ 金額を訂正した入札書による入札

コ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札

サ その他の入札に関する条件に違反した入札

11 落札者

(1) 和歌山県財務規則第 102 条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者

にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部行政企画局情報基盤課の職員にくじを引かせるものとする。

12 再度入札

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (2) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- (3) 次のア又はイに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。
 - ア 11の(2)のアからキまで及びサのいずれかに該当する入札
 - イ 前回の入札における最低価格以上の入札

13 契約書作成の要否

要

14 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

15 支払方法

- (1) 県と契約を締結した者（以下「契約者」という。）は、県から業務完了の確認を受けた後、県に代金を請求することができる。この場合の業務完了の確認は、構築業務については令和7年9月30日(月)に、賃貸借業務については令和7年10月1日(火)以降の毎月末に行うものとする。

また、各業務における各年度の支払金額は、落札価格に対して下記の割合を乗じて算出した額とする。

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
構築業務	—	0.259000	—	—	—	—	—
賃貸借 業務	—	0.74100 (=0.01235×60)					
		0.074100	0.148200	0.148200	0.148200	0.148200	0.074100

ただし、端数処理対応等のため割合は変動することがある。

- (2) 県は、契約者から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。

16 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達役務についての調達手続の停止等があり得る。
- (3) 契約に関する事務を担当する部局名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部行政企画局情報基盤課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2401

電子メールアドレス e0121004@pref.wakayama.lg.jp